

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内の期間）」を「6箇月以内の期間」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。